

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 119 条第 2 項及び第 121 条の規定に基づき、選挙における公営施設使用の個人演説会の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額を次のとおり公表します。

記

施設の名称	所在地	施設の程度						納付額(円)	
		種別	入場可能人員(人)	面積(m ²)	照明		その他	昼間 (1 区分)	夜間 (1 区分)
					電灯	個数			
上和泉 地域センター	狛江市和泉 本町 4 - 7 -51	講座室	40	70.6	40W ×2 連	12	演台 1 机 12 椅子 40	4,000	4,000
野川 地域センター	狛江市西野 川 1-6-9	ホール	80	115	250W (ハロゲンランプ)	20	演台 1 机 20 椅子 80	6,000	6,000
南部 地域センター	狛江市猪方 4-11-1	多目的 ホール	80	115	40W ×2 連	18	演台 1 机 24 椅子 80	6,000	6,000
岩戸 地域センター	狛江市岩戸 南 2-2-5	会議室 A	45	62.75	40 形	9	演台 1 机 12 椅子 45	4,000	4,000

※使用後は、原状回復すること。

※使用区分は、午前区分（午前 9 時～正午）、午後区分（午後 1 時～ 5 時）、夜間区分（午後 6 時～ 9 時 30 分）となります。